



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：九後 健治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842-5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





誰もが安心して働ける社会の実現に向けた 職場づくり、担い手づくりをすすめてよう 第27回総会開催

12月13日、いの健全国センターは都内で第27回総会を開催しました。総会には会場47人とオンライン33人の合計80人が議論に参加した他、委任状63通の合計143人が参加しました (写真)。

会議の冒頭、長谷川副理事長のあいさつに続き、総会議長に堀谷代議員 (大阪センター)、吹上代議員 (全教) を選出して総会がスタートしました。



労働基準法解体は許さない

理事長あいさつで埜田理事長は、現在開会中の国会で補正予算が修正されて成立したが、簡単に通さなかったことは国民の声の力であること、モリカケ問題では自公政権を追い落とすことができなかったが、物価高騰などで厳しくなっている生活実感の一方で、明らかになった裏金問題によって過半数割れに追い込むことができたことと指摘しました。そのうえで現在労基研で議論されている労働基準法解体の議論は「労働者のため」といいながら、使用者にとって都合よく働かせるためのものであり、これを許さないことが求められていると強調しました。

また、日本共産党から来賓として参加した田村貴昭衆議院議員は、出身の北九州でアスベストのたたかいを支援してきたことなどにふれ、今後のいの健全国センターの役割発揮に期待を寄せました。

足を踏み出し、笑顔で前進しよう

活動方針の提案で九後事務局長は、低賃金・長時間労働や職場でのハラスメントなど安心して働ける状況にはほど遠い一方で、いの健全国センターの土台である職場の労働安全衛生活動の担い手づくりが追いついていないことを指摘し、政策提言をはじめとし、いの健全国センターの役割発揮と「担い手づくり」が今年度の重点課題であると強調しました。

討論ではオンラインを含め10人の参加者から発言がありました (内容は3～5頁参照)。

討論を受け、まとめに立った九後事務局長は、いの健全国センターに結集する労働組合や地方センタ

ーでの奮闘に敬意を表するとともに、①労働時間規制の撤廃を狙う労基研の議論にストップをかけること、②ハラスメント対策は誰もが加害者・被害者の両方になり得るという立場でとりくみをすすめる必要があること、③教育現場の実態や災害からの復旧・復興作業といった作業に携わる労働者のいのちと健康を守るためにも「公共の再生」が必要であること、④自殺防止を含めたメンタルヘルス対策も重視する必要があるとして「これらのとりくみを進めるためにもいの健全国センターの組織強化・担い手づくりが必要だ」と強調しました。

決算・予算を含む議案は満場一致の拍手で確認され、新役員も承認されました。また、退任役員として、長谷川副理事長、川口理事、船岩理事の3人から、今後のいの健全国センターの奮闘への期待を込めたあいさつをいただきました。

閉会あいさつで田村副理事長は、「いま私たちがやるべきことは、顔を上げ、足を踏み出し、笑顔で前に進むことだ」といの健全国センターに結集するすべての団体・個人の奮闘を呼びかけました。

(全国センター 九後健治)

〈今月号の記事〉	
理事長新年あいさつ／総会メッセージ……………	2面
総会発言(要旨)／新役員の紹介……………	3面～5面
各地・各団体のとりくみ(神奈川センター・自治労連)……………	6面
京都センター労基研報告学習会/私の一冊……………	7面
女性差別撤廃委員会日本審査に参加して……………	8面

2025年を働くもののいのちと健康を守る仲間作りの年に

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 埜田和史

新年明けましておめでとうございます。

みなさんにとって、本年が楽しい1年になりますように。

年末から年始にかけて、長期の連休になった職場もあったようですが、特別な休日もなく仕事に追われた方もおられました。昨年を振り返ると、年末商戦の華やいだ宣伝が流れる番組で伝えられるニュースが、戦火に逃げ惑う子どもたちの姿だったり、少子高齢化社会下の若者は年金を当てにせずNISAで資金を運用し老後に備えるべきだとテレビの解説者が説いていたり、国内外で「分断と格差」が一層進んだように思います。

昨年の出来事で私が最もショックを受けたのは、7月3日に最高裁判所大法廷が旧優生保護法に関して出した「違憲判決」です。旧優生保護法は1948年に制定され1996年まで続いた法律です。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的としており、障害者などに本人の同意なく強制的に不妊手術や墮胎術を施すことの法的根拠となりました。



被害者は2万5千人以上いると推定されています。こんな法律が戦後50年間近く存続できたのは、健常者は「優生」で障害者は「劣生」という、法の示す価値観が私たちの価値観と通底していたからかもしれません。また、この

法律が我々の差別意識を育ててきたとも言えます。最高裁は、旧優生保護法の不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する差別的なものであり、憲法第13条及び第14条第1項に違反すると、違憲判断を下しました。憲法第13条には「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあります。憲法14条第1項には「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とあります。日本国憲法の魂を成す条文です。悪法の存在もその内容も知りながら、悪法によって個人の人格と尊厳を蹂躪され続けた被害者への思いが希薄だったことを深刻に反省しました。この裁判は、社会の片隅に追いやられていた被害者が声を上げたことで始まり、支援の輪が広がったのです。



働くもののいのちと健康を守るとりくみでは、こうした「見逃し」は起きていないでしょうか。声を上げることのできない労働者や被害者に思いを伝わすことができますか。長時間労働を強いられている仲間はいませんか。ハラスメントに苦しむ友人いませんか。健康に生きる権利や幸福を追求する権利は守られているでしょうか。今年は、こうした問いかけを通じて新しい仲間をつくる年にしたいと思います。

国際労働機関（ILO）駐日代表 高崎 真一

総会へのメッセージ (概要)

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争により、多くの労働者や企業の極度の脆弱性が露わになり、仕事の世界は深刻な影響を受けています。経済や社会の混乱は人々の生計と安寧を脅かしており、これまで国連が、ILOが取り組んで来た目標の達成が危ぶまれています。

そのような中で、本年のILO総会では、「社会正義のためのグローバル連合」(Global Coalition for Social Justice) が立ち上がりました。グローバル連合では、社会正義を促進し、経済的・社会的不平等に取り組むために、加盟国の政労使、学術パートナー等が広範かつ協調的な対応を進めていきま

国際労働機関（ILO）駐日代表 高崎 真一

す。今後とも、ILOは国際労働基準に基づき、①経済と雇用の刺激、②企業、雇用、所得への支援、③職場における労働者の保護、④解決に向けた社会対話の活用を柱に、使命である労働者の福祉の向上、社会正義の実現、世界平和の達成に向け全力で取り組んでまいります。

いの健全センターが「人間らしく生きることのできる社会、人間らしく働くことのできる職場」の実現をめざしていくことは、ILOの活動と軌を一にするものであり改めて敬意を表します。第27回総会のご成功と一層のご活躍、ご発展を祈念し、私のメッセージとします。

第27回総会

第27回総会では会場とオンラインで10人の発言がありました。要旨を掲載します。

労働安全衛生の観点の強化を

過労死を考える家族の会 工藤 祥子

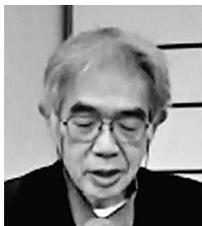
「学校の働き方」に関する2026年度予算要求をめぐって文科省、財務省それぞれが考え方を示していますが、両省の案とも教員の長時間・過密労働解消や教職員の増員の点ではまったく不十分なものと言わざるを得ません。私は厚労省の過労死等防止対策推進協議会の委員として「大綱」の改定などで意見を述べ、改善をはかってきましたが、立てた目標をどう現場で実現させるのかの制度設計がなくては目標倒れになってしまいます。中央教育審議会の答申などでも、教職員の安全衛生という観点が本当に弱く、もっと強く意見を言っていきたいと思っています。



長期にわたる対策が必要ー能登震災をめぐって

石川センター 川上 仁志

1月の震災、9月の豪雨と大きな災害に対する石川センターの取り組みを報告します。震災では475人が亡くなりました。直接死より関連死の方が多くなってしまいました。また、復旧事業関連で4人の死亡者がでています。県職員も長時間労働が続キメンタルヘルス不調者が出ていくということです。石川センターでは県と労働局に向けて、アスベスト対策などを中心に要請を行いました。また、労働局によると、労基法33条（災害時などに臨時に時間外労働を延長できる）の届出が建設関係を中心に377件におよんでおり、今後まだ増えていくと予想されています。仮設住宅に関する騒音や振動、粉じんの心配もだされてきています。公費による解体は10,000棟を超えたといわれていますが、半壊住宅などまだまだ膨大に作業が続きます。長期的な対策が必要です。積極的な取り組みで組織を大きくしていくこともふまえてがんばっていききたいと思います。



東北ブロックセミナー再開にむけて

宮城センター 遠藤 利美

東北ブロックセミナー再開にむけて宮城・岩手セ

ンターと県民医連・県労連との懇談を重ねています。民医連では、世代交代もあり、いの健への意識も弱くなっていましたが、全国センター創設の意義等も学習し議論を重ね、意義やブロックセミナーのイメージなどを共有することができてきました。各県の力量に応じたかたちで来年から再開の予定です。“担い手づくり”の取り組みとして持続的なセミナーの運営のあり方を追求していきたいと思っています。



労安法にメンタルヘルス・ハラスメントを

愛知センター 高垣 秀明

自殺対策基本法では、死因究明が求められています。自殺を個人の問題にするのではなく、社会的に原因を明らかにしていくのです。過労自死事案・パワハラによる事案でも同じように行うべきと考えます。心理学の用語では「心理的剖検」といいます。労働基準監督署に対し自殺者を減らすために、労基署でも「心理的剖検」を行うべきではないかと訴えてきました。



ハラスメントをなくすためのテキストや感情労働、メンタルヘルスについて、労働安全衛生法に予防としての対策がもっと強化されるべきと考えています。

地方センターの位置づけの明確化を

千葉センター 中林 正憲

県センターとして、年に2回の労働局交渉、労安学校、新人看護師の労災認定支援を行っています。

全国センターへの要望を3点述べます。①地方センターの位置づけの明確化、②全国センターと地方センターのネットワーク機能の強化、③全国センターの事務局体制の充実です。労働組合の組織率が低い状況のもと、被災者が駆け込むところ、相談できるところとして地方センターの役割は大きいと思います。地方センターのネットワークの「要」が全国センターです。ブロックの位置づけと合わせ検討をお願いします。



第27回総会

解体改修工事のアスベストへの注意喚起を

大阪アスベスト対策センター 伊藤 泰司

労災統計の死亡者数にはアスベストによるものは入っていません。アスベストによる労災認定数は増加しているので注意して見ていく必要があります。



2022年度から、資格者による建物解体改修の「事前調査報告」が義務付けられました。国交省の調査では100万円以上の改修工事が192万件、解体工事が50万件、合計250万件に対して事前調査報告は62万件です。1/4程度しか報告されていない事態です。建設現場では、まともな工事をやろうとすると、コストが高くなり悪質な業者に仕事をとられるという深刻な事態が生まれています。大阪府・堺市などとの交渉を通じて、大阪市では点検の人員配置などの前進をつくってきていますが、まだまだ工事全体からみれば、上澄みをすくいとしている状況です。

検査や工事の費用を施主が負担しなければならないということが危険な状況を作っている根源です。アスベストの使用を広げた国の責任を明確に、自治体と協議しながら、事態の打開にむけ活動をひろげていきましょう。

労使自治に任せてはいけない

京都センター 岩橋 祐治

厚労省の労働基準関連法制研究会が、12月10日報告書案を提示しました。デロゲーションという言葉こそ使わなくなったものの、憲法27条2項で定められた「労働条件法定主義」を踏み外し、労使自治に任せると



いう路線を打ち出したものです。労基法への全面攻撃と捉えておくことが重要です。労働時間や労働者性など重要なテーマを論議しているにも関わらず、労働者保護において改善すべき事項の改善にはつながっていません。労働者の安全・健康にとって重要な労働時間の短縮については、まったく先送りといった状況です。「時短」の問題では、私たちの側の議論ももっと豊かなイメージをもっていくことが重要です。京都センターでは、学習用資料を作成し、学習会の開催など取り組みを進めています。

いのちと健康を守るのは労働組合

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC) 柳澤 孝史

民放労連では民放キイ局がすべて管内となる三田労基署とフリーランス新法などについて意見交換をしました。MIC加盟の業界はフリーランスの人なしにはなりたないところです。



新法制定にあたっては、MICのフリーランス連絡会から国会で意見陳述を行いました。意見は一定活かされたもののさらに労働者保護の強化が求められています。2024春闘にむけて「エンターテインメント業界の過労死」をめぐって川人博弁護士を講師に学習会も行いました。川人弁護士があつかった宝塚歌劇団の過労死事件の被災者も個人事業主でありながら、実際には過労死ラインを大幅に超える業務を行っていました。「やりがい搾取」の見本のような状況です。

映画業界では、2023年から「映像制作現場における労働環境の適正化を図るための認定制度」が開始されました。この制度で撮影時間の上限などを定めた「映演マーク」を取得することができます。

フリーランスとして働く人を含め、いのちと健康を守るためには、労働組合に結集してのたたかいが必要です。

ハラスメントは人権問題

自治労連 松橋 峻介

自治労連では7月に「ハラスメント対策学習交流会」を行いました。笹山尚人弁護士を講師にハラスメントに関する法制度の問題点について学びました。法的にはパワーハラスメントに



あたる条件として、①優越的な関係を背景にして、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の労働環境が害されると3つすべてが当てはまるのとしています。①②は極めて主観がはいるもので「悪意のないハラスメント」が多いと言われるなか正しいとは思えません。ハラスメントは加害者がどう悪いかではなく、被害者の事実に基づいて人権の視点から考えることが必要だと思います。10月には総務省との交渉を行いました。公務職場でのカスタマーハラスメントについては、住民が自治体に対して意見を述べるという権利と労働者を守るという

第27回総会

ところで難しい判断が必要になることもあります。労働者の関心も非常に高く、今後も力をいれて取り組んでいかなければならない課題です。ハラスメントが退職につながったりいのちと健康を害することのないよう共に取り組ましましょう。

労働行政の改善を

東京センター(全国センター顧問) 色部 祐

東京センターでは、裁判・労災審査会・審査官への係争事案を11件扱っています。取り組みの中で行政や司法が変わってきているのではないかと思うような厳しい状況があります。



ビキニ被災者の労災認定を求める裁判は、東京地裁と高知地裁に分かれて係争中です。また、過労死の労災認定にあたって、発症前6か月の時間外労働について、管理されず不明の日はすべて定時出退勤と判断され、「業務外」とされる事案があり裁判で争っています。もっと驚いた事案は、精神障害で労災認定を受けていた労働者に対し、2年半遡って「治療・打ち切り」との通知がおこなわれ、200万円以上の療養給付の返還が求められたものです。センターの抗議などで療養費の返還については取り消されましたが、「治療・打ち切り」についてはそのままです。精神疾患の長期療養者に不安を与えることとなります。今、審査官段階で争っています。行政が変質してきていないか。事案一つひとつに取り組みながら監視していくことが必要です。



お疲れ様でした

今総会では長谷川吉則副理事長(個人会員)、川口英晴(JMITU)・丹羽秀徳(国公労連)・内田博之(医労連)、船岩充(山口センター)各理事の5人が退任されました。

退任あいさつで長谷川副理事長は「全国センターをつくることを全労連が方針で決定したと聞いた時、この分野のとりくみの展望が広がっていくと胸がふくらむ思いがしました。6団体で準備会をつくり、1998年12月に正式に発足し、そのときから役員としてかかわってきました。センターの規約には会の目的が示してあります。その実現のために、26年あまり、全国センターは多彩な活動を行ってきました。これからの最大の課題は『担い手づくり』です。皆さんのご奮闘をお願いしたいと思います。今後は、顧問として、『見まもる』立場でいます」と述べました。



第27回総会で選出された役員 (敬意略)

◇理事長 埜田 和史 (個人会員)	岡村 和彦 (高知センター)	山崎 世理 (医労連) (新)
◇副理事長 今村幸次郎 (自由法曹団)	岡村やよい (全日本民医連) (新)	脇山 恵 (民放労連)
清岡 弘一 (全労連)	門田 裕志 (東京センター)	渡辺 利賀 (生協労連) (新)
鈴木 剛 (じん肺弁連) (新)	鎌田 一 (全労働)	() (JMITU) (新)
田村 昭彦 (九州セミナー)	川上 仁志 (石川センター)	◇監事
西澤 淳 (全日本民医連)	木幡 秀男 (北海道センター)	木田 保男 (年金者組合)
◇事務局長 九後 健治 (全労連) (新)	佐々木昭三 (個人会員)	笹本 健治 (金融労連)
◇事務局次長 徳山 通 (全日本民医連) (新)	鈴木 信平 (神奈川センター)	◇顧問
溝口 耕二 (全労連) (新)	丹野 弘 (大阪センター)	池田 寛
◇理事 赤枝 康広 (全教)	田原 崇行 (化学一般労連)	(全国センター元事務局長)
阿部 眞雄 (個人会員)	高垣 英明 (愛知センター)	色部 祐
岩橋 祐治 (京都センター)	寺西 笑子	(全国センター元事務局長次長)
宇野 力 (全商連)	(過労死を考える家族の会)	木下 恵市
遠藤 利美 (宮城センター)	中本 邦彦 (国公労連) (新)	(全国センター元理事・ 京都センター事務局長)
及川 しほ (MIC)	福富 保名 (建交労)	長谷川吉則
	松浦 健伸 (全日本民医連)	(全国センター前副理事長) (新)
	松橋 峻介 (自治労連) (新)	福地 保馬
	門田 勇人 (広島センター) (新)	(全国センター前理事長)
	福富 保名 (建交労)	名誉会長
	山田 敦子 (福祉保育労)	

各地・各団体のとりくみ

**自治
労連**

11・7 総務省前要求行動

308の緊急団体署名を提出

自治労連は11月7日、秋季年末闘争勝利に向けて「11・7自治労連総務省前要求行動」にとりくみました。

この要求行動では総務省に対して「住民に寄り添った復旧・復興、すべての公務公共関係職場で働く職員の給与改善、長時間労働解消にむけた予算や人員を求める緊急団体署名」(308団体分)を提出し、意見交換を行いました(写真)。

会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定の課題について、自治労連は勤勉手当の支給要件や月数の改善、給与改定の4月遡及の徹底、そのための財源措置を訴えました。総務省は「必要な財政措置がされると思われる」とし、有給の私傷病休暇など正規職員との均等待遇についても「国で必要な見直しがあれば適切に助言したい」と回答しました。

また、自治体職場では災害発生時の対応に限らず、平常時でも長時間労働が蔓延している実態から、人員増や長時間過重労働の改善が必要であることを強調しました。総務省はこれに対し、「効率的

で質の高い行政をすすめるため、自治体は社会の変化に対応した自主的な定員管理を行うことが必要だ」と回答するにとどまりました。

自治労連・小川裕子副委員長は「住民にとっても職員が地域で働き続けられることが大事。仕事の知識、経験、ノウハウと、住民への思いを持って働ける制度が重要だ。安心して働くための賃金・労働条件のために引き続き尽力してほしい」と訴えました。

自治労連では会計年度任用職員の実態把握、処遇改善、組織化につなげるためにとりくんでいる「おしえて!安心して働き続けられますか?ほこイカ(誇りと怒り)アンケート Ver3」の第1次メ切を11月29日に迎え、集約中です。

さらに12月26日には記者会見を開き、10月末より行っていた「会計年度任用職員の給与改定及び再度の任用上限(公募)見直しの自治体検討状況」の調査結果について報告しました。

(自治労連 仲村光代)



小川裕子副委員長(左)

神奈川

待ちから攻めへ、安全衛生活動の活性化のために

働くものの労働安全衛生学校

「働くものの労働安全衛生学校」を11月9日に開催し、25人(会場19人・リモート6人)が参加(写真)。学習会は「各分野の職場の悩みも共有することで、自職場にも生かせるヒントを見つけよう!」をスローガンに、最初に各職種の報告を受け、次に「安全衛生委員会とは」を学び、講師との対話形式で学習を深め、参加者から「分りやすかった」との感想が寄せられました。

6つの報告を受けました。①建設労連「日々刻々と変化する建設現場で、労働安全衛生を確保した工程管理の必要性を求めている。地下でWebが繋がらず、熱中症で倒れても連絡がつかない事例があった」、②ユーコープ労組「産業医に同行して職場点検をしている。休憩室で横になって休めるように、男女のエリアをパーテーションで区切り、毛布等を備えさせた」、③県職労連「組合員が昼休みに情報交換をして、安全衛生委員会に臨んでいる。職場の空調稼働時間を、通常の8時30分~15時から7時~18時30分に延長させた」、④港湾労働組合「港湾

のふ頭は巨大な孤島で、陸との移動経路は2本の橋しかないため、巨大地震や津波の際に避難や帰宅がスムーズにできな



い不安がある」、⑤医労連「働く環境の改善は、労組が存在するか否かで如実に違いが出ている。ある福祉事務所では昼休み休憩(1時間)が取れず、全組合員の1か月の記録をとり、労基署の臨検で改善させ、2年間の未払いを全職員に支払させた」、⑥福祉保育労「保育では、長時間労働やパワハラでの組合加入が多くなっている。障害児保育では、昼食休憩も取れず募集しても集まってこない」

丹野弘氏(大阪センター事務局長)が、「労働者代表と労働安全衛生委員会の役割」と題して講演しました。丹野氏は、働くものの健康と安全の確保は「使用者の責任と義務」であり、労安委員会の設置も使用者に義務付けられていることを前提に、法・施行令・規則を例示して労働組合の果たすべき役割の重要性を強調し、「待ちから攻めへ、安全衛生活動の活性化のために取り組むべき5つのポイント」を紹介しました。(神奈川センター 鈴木信平)

見直しの基本視点は「労働条件法定主義」と「労働者の権利が守られること」

学習会『「労基研」の『議論のたたき台』と『報告書案』を斬る』いの健京都センター

いの健京都センターは、12月17日、毛利崇弁護士（いの健京都センター副理事長、こまつ総合法律事務所、自由法曹団京都支部所属）を講師に、学習会「厚生労働省『労働基準関係法制研究会』の『議論のたたき台』と『報告書(案)』を斬る!～その批判的検討～」を開催しました。参加者は15人でした。

毛利弁護士は、まず労働基準法を見直すにあたっての基本的な視点として、①憲法27条2項の「労働条件法定主義」を堅持すること、②労働者のいのち、健康、生活、幸福追求等の権利が侵害されないかしっかりチェックすることが大切だと指摘しました。

労働者が直面している問題に規制を

「たたき台」と「報告書(案)」は、議論の対象が不十分だとして、非正規労働者の問題、配置転換などの問題、ハラスメント規制が取り上げられていないことを指摘し、労基法「改正」論議をするのであれば、現在、労働者が直面している問題について、規制を設ける議論をすべきだと批判しました。

その上で、「労働者性」については、本来労働者と扱われるべき者が、きちんと労働者と扱われることが重要、「事業」について、働き方の課題は、事業場ごとに異なることが多く、事業場ごとに規制を設けることが合理的で、労働行政も事業場ごとに管轄・指導していると指摘しました。労基法38条1項を改悪してダブルワークを推進しようとする動きについて、使用者が別法人を作り、ダブルワークの形式を整えて、割増賃金なしに長時間労働を合法的



熱心に学習する参加者

に実施することが可能になると警鐘を鳴らしました。

「労使コミュニケーション」では、「労働組合は、労使コミュニケーションを実現する中核」だとしながら、具体的な労働組合の組織率向上や権限強化に関する政策論議はないと批判。過半数代表者選出の問題の是正については、過半数代表者は過半数組合と違い、限界を持っているとして、結局日本経団連の提言に全面的に屈服することになると強く批判しました。

運動で議論を適正な方向に

「たたき台」と「報告書(案)」は、このままの内容であればつぶす必要があり、運動で議論を適正な方向に向けることが重要と強調しました。

討論では、「インターバル規制の義務化」といっても抜け穴だらけであり、インターバル11時間の中には、通勤時間も含まれているという指摘もありました。

(京都センター 岩橋祐治)

私の一冊 ④6 全労働 鎌田 一 「非正規のうた」 中嶋祥子 著

本書は、東京都の非常勤講師として働いている主人公村井奈穂子が突然解雇され、撤回闘争の原告として闘い、勝利するという小説である。

著者は、実際に東京都の非常勤職員として働いていたところ、民間委託という手法で解雇された経験を持つ。著者が裁判に立ち上がり、職場復帰を勝ち取った経験を随所に活かした小説である。本書は、2024年10月の「なくせ官製ワーキングプア集会」に参加の際、著者から直接頂いたものである。

主人公たち非常勤職員は、労働組合をたちあげ、主人公は委員長に就任する。しかし当局は、様々な妨害を行い、組合つぶしを目的として解雇を強行してきた。そして東京都労働委員会での、裁判をたたかひながら、数次にわたってストライキを執行する。

会計年度任用職員制度ができる前の非常勤職員は特別職であり、ストライキは合法であると、主人公は説得され、ストライキを執行する。これが功を奏し、要求の前進と和解に結びついていく。

勝利集会の最後には「たて飢えたるものよ いまぞ日は近し 醒めよ我が同胞 暁は来ぬ」の歌声が沸き上がった。

全体を通じて、権力者の謀略と非常勤の理不尽な立場、それにめげず力を合わせてたたかう勇氣、人間のやさしさが貫かれた良書である。



光陽出版社

私が私らしく生きていくために 女性差別撤廃委員会の日本審査に参加して

全印総連女性部長 小澤 晴美

10月17日にスイス・ジュネーブで国連女性差別撤廃委員会の日本報告審議が8年ぶりに行われ、同30日に懸念と勧告を含む総括所見が示されました。

女性差別撤廃条約とは

女性差別撤廃条約は女性の人権に関する「世界の憲法」と言われ、国際的法的拘束力を持つ規定として1979年に国連で採択され、現在189か国が締約しています。この条約は、母性保護を認めた上で、法律だけでなく、個人・団体・企業など社会の規則、慣習、慣行など、あらゆる形態の差別撤廃を求めています。

日本は、国籍法や男女雇用機会均等法などを法整備し1985年に批准しました。批准した国は数年ごとに進捗状況を国連に報告し、審議では前進した部分が評価され、取り組みが必要な項目は懸念や勧告を含む総括所見が出されます。同時に NGO も情報提供ができ、委員会との対面による聞き取りの機会もあります。

これを審議するのが23人の専門家からなる国連女性差別撤廃委員会で Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women の頭文字をとって CEDAW (セダウ) と呼ばれています。

委員との建設的な対話を欠く日本政府

今回、日本政府代表団30人、NGO 約100人の傍聴団が一堂に会する中、5時間の審議が行われました。日本政府代表の岡田恵子・男女共同参画局長は2016年に指摘された「女性のための100日の再婚禁止期間をゼロに、結婚最低年齢の格差を両性18歳に法改正した」女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、「注視すべき制度である。引き続き検討を続ける」とし、『選択的夫婦別姓』は「世論が大きく分かれている。マイナンバーカードなど旧姓も併記できている」と、用意してきた報告書を読み上げるばかりでした。委員からの「建設的対話を求めている」「具体的な回答をするように」「タイムラインは？」の問いには回答できませんでした。

質疑では日本の女性は非正規雇用が多く賃金格差も大きい、雇用の問題では間接差別争議の AGC の企業名を挙げ、政治分野での女性の割合の低さ、独立した人権機関がない、職場におけるハラスメント根絶やトレーニング、高齢女性の貧困、マイノリテ



傍聴に参加した JNNC のみなさん (小澤は前列左端)

ィへのヘイトスピーチ、沖縄での米軍による性被害・暴行事件、経口避妊薬導入、学校教育などが指摘されました。

NGO 100人がロビー活動で対話し情報提供

「条約」の実施を進めるために2002年に日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (略称: JNNC) を結成し、日本政府や国会議員へ要請すると同時に、議論を積み重ね国連にレポートを提出してきました。委員と NGO との直接対話 (ブリーフィング) で、勧告を求めたい項目を強調し、代表発言では JNNC 一同がスタンディングで激励しました。

私たちのレポートに基づく質問もあり、「良い質問をしていただき感動しました」と伝えると、「みなさんのレポートはしっかりと読んでいます」「もっと聞く」とロビーイングで対話もできました。

懸念と勧告を職場改善に生かそう

公表された60項目にもおよぶ総括所見では、「家父長的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが存在している」とし、2年以内に実施報告をするフォローアップ項目として、①選択的夫婦別姓、②女性議員候補へ供託金減額の暫定的特別措置、③現代的避妊薬へのアクセス、④妊娠中絶の配偶者の同意要件撤廃の4項目が指定されました。

勧告には、NGO レポートを引用した文書が随所にみられ、選択議定書の批准、ジェンダー賃金格差や間接差別の解消など雇用分野、指導的地位・管理職の女性の割合、沖縄での米兵による女性への暴行など幅広い分野の指摘があり、日本政府の取り組みの遅れが著しいことが指摘されました。

CEDAW が求めている「結果の平等」に向けて、職場での労働条件の改善と共に、制度改善へ政府や省庁要請など取り組んでいきましょう。

※選択議定書は、条約の実施を補完する個人通報制度を調査制度